

高松市役所本庁舎13階東側スペースの活用に関するサウンディング型市場調査実施要領

1. サウンディングの目的

高松市役所本庁舎13階東側スペースにつきまして、以前は職員の福利厚生を目的として食堂を設置していましたが、利用者数の減少や食材等原材料費の高騰を受け、食堂の運営が困難になったことから、運営事業者から撤退の申し出があり、平成27年10月末をもって閉鎖しました。その後、慢性的に本庁舎の会議室や執務室が不足する中、マイナンバーカードの交付窓口など臨時的に発生する事務の業務スペースとして活用しています。一方、職員の健康を支えることで、仕事の効率を上げ創造性を高めるなどの考えに基づき、福利厚生の一環である食堂再開を希望する声もあることから、飲食の提供による市職員の福利増進や市のPRなど、食堂だけでなく、広い視野をもった活用方法について検討する必要があります。そこで、より良い活用方法を検討するために、事前に民間事業者の皆さまとの「対話」を通じて、市場性、実施内容、活用アイデア等を把握し、事業内容、公募条件等の策定に活かすことを目的に、ヒアリング調査（以下、「サウンディング」といいます。）を実施します。

※今回の調査結果により民間活用に効果が期待できない場合は、行政目的で利用することがあります。

2. サウンディングの概要

(1) 主旨

本サウンディングの結果、決定した活用方法に対する運営主体を、公募型プロポーザルで募集することを検討しており、その活用方法について、広く御意見をいただくとともに、市場性等も含めて幅広く共有をさせていただくものです。

(2) サウンディングの対象者

高松市役所本庁舎13階東側スペースの活用方法に対する運営主体として、参画を検討する民間事業者（グループも可。市内外を問いません。）

3. サウンディングの流れ

(1) 現地見学会の開催（事前申込制）

当該施設の概要及び対話（サウンディング型市場調査）の実施方法について、サウンディングへの参加を希望する事業者向けの現地見学会を実施します。

参加を希望される方は、申込期日までに下記申込先へ、参加者の氏名、所属企業部署

名（又は所属団体名）、電話番号を明記の上、電子メールにて御連絡ください。なお、件名は「【現地見学会参加申込】」としてください。

※受信確認のため、電子メール送信後、送信した旨の連絡を市の執務時間中（日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで）に電話連絡してください。

1. 日 時 平成30年8月28日（火）・29日（水） 午後2時開始
2. 集合場所 高松市役所庁舎内の指定する場所
3. 申込期日 平成30年8月21日（火）午後5時まで
4. 申 込 先 電子メール：zaisankeieika@city.takamatsu.lg.jp

※サウンディング調査の参加申込に際し、現地見学会の参加は必須ではありません。

（2）サウンディング参加申込（事前申込制）

「参加申込書兼誓約書」を平成30年9月7日（金）午後5時までに高松市財政局財産経営課に電子メールにて提出してください。「参加申込書兼誓約書」については本市ホームページにてダウンロードができます。なお、件名は「【サウンディング参加申込】」としてください。

※受信確認のため、電子メール送信後、送信した旨の連絡を本市の執務時間中（日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで）に電話連絡してください。

（3）全体スケジュール（予定）

日 程	内 容
平成30年8月21日（火）午後5時まで	現地見学会参加申込受付期限
平成30年8月28日（火）～8月29日（水）	現地見学会の開催
平成30年9月7日（金）午後5時まで	サウンディング参加申込受付期限
平成30年9月18日（火）～9月21日（金）	サウンディングの実施
平成30年10月以降	実施結果概要の公表

※スケジュールは現時点でのものであり、実施時期を確定するものではありません。

（4）サウンディング実施

- ・実施日時・場所は参加者にメール等で個別連絡します。
- ・実施日は、平成30年9月18日（火）から9月21日（金）の間で調整します。
- ・所要時間は、1時間から2時間程度を予定しています。
- ・実施会場は、高松市役所庁舎内の指定する場所とします。
- ・申込み多数の場合、御希望以外の日時で調整させていただく場合がございます。
- ・サウンディングは、事業者のノウハウを保護するため、個別に実施します。

4. 対象施設情報

面積	食堂 205.75 m ² 、厨房 66.61 m ² 、事務所 13.06 m ²
設備・備品	水圧洗米器、冷蔵庫、2槽シンク、調理台、ガスレンジ、ガスフライヤー、ガステーブル、シンク、コールドテーブル、ウォーマーテーブル、ウォーマー、シンク付台、そば釜、寸胴レンジ、食器洗浄機、食器洗浄台（シンク）、食器棚、クリーンテーブル、うどんウォーマー、うどんシンク、うどん釜、冷凍冷蔵庫、製氷機、瞬間湯沸器など
特記事項	旧食堂横にある事務室（139.9 m ² ：現在は病院局が使用）について、旧食堂スペースと合わせて使用できる可能性があります。

5. サウンディング実施内容

- (1) 高松市役所本庁舎13階東側スペースの利用方法、運営形態についての御意見
- (2) 現在の設備において、事業者提案サービスの運営が可能かということについての御意見
- (3) 事業者募集に際しての公募に参加しやすくなるための御意見
- (4) 業者決定から運営開始までの準備期間についての御意見
- (5) 運営期間についての御意見
- (6) 事業実施に当たり、配慮してほしい事項等についての御意見

6. 留意事項

(1) 参加の扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者選定における評価の対象とはなりません。
なお、対話内容が運営事業者公募の募集要項作成に当たり有益と判断した場合は、公募の際にインセンティブ加点を検討する場合があります。
※公募に関しては、あくまで検討段階であり、実施を約束するものではありません。

(2) 参加条件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 参加申込書提出時点で、高松市指名停止等措置要綱（平成24年5月28日（高松市告示第403号））に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしたとき等をいう。）にないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

⑤ 高松市税（全科目）を滞納していないこと。

⑥ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

※⑤、⑥は、サウンディング参加申込書提出の時点で滞納していないこと
参加条件を満たしている旨の参加申込書兼誓約書を提出すること。

(3) サウンディングに関する費用

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(4) 検討資料等

活用手法の検討に必要な図面等は極力お示ししますが、未確定、未確認の事項については、お答えできない場合もあります。

また、お渡しする資料は、本サウンディングの検討以外の目的では使用しないでください。

(5) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話（文書照会含む）やアンケートを実施させていただくことがあります。御協力をお願いいたします。

(6) 実施結果の公表

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。

公表に当たっては、事前にサウンディング参加事業者に内容の確認を行います。

サウンディング参加事業者の名称及び企業ノウハウに係る内容は、公表しません。

(7) 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

本市は、結果概要の公表・事業の諸条件の検討以外の目的で提出書類等を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

7. 問い合わせ先・提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市役所 財政局 財産経営課 平田 三宅

TEL 087-839-2255

FAX 087-839-2166

E-mail zaisankeieika@city.takamatsu.lg.jp